

子宮頸がんワクチン接種推進自治体議員連盟規約 案

(名称)

第1条 この会は、子宮頸がんワクチン接種推進自治体議員連盟と称する。

(目的)

第2条 この会は、国民の公衆衛生と福祉の向上のため、HPV ワクチン接種の推進および啓発を目的とする。

(会員)

第3条 会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を共同代表宛に提出し、両代表の承認を得るものとする。

(退会)

第5条 会員は、退会届を共同代表に提出し任意に退会することができる。

(除名)

第6条 会員が次の号のいずれかに該当した時、総会によって除名することができる。

- (1)本会会員として公序良俗に反する行為に及んだとき
- (2)そのほか、共同代表が会員としてふさわしくないと考える行為があったとき

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1)共同代表 2名
- (2)幹事 若干名
- (3)顧問 若干名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 他の役職は別途定める。

(解任)

第8条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任する

ことができる。

- (1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第9条 この会の総会は会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。また必要があるときは臨時に開催することができる。オンライン開催の実施を妨げない。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)会則、事業等の変更
- (2)解散
- (3)事業計画
- (4)事業報告
- (5)役員の選任又は解任
- (6)その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。なお委任状の提出または委任意思の表示により、出席とみなすものとする。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、共同代表間の協議により決する。

(議事録)

第10条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第11条 役員会は役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(委任)

第12条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、共同代表が別に定める。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

この会則は、令和3年11月9日から施行する。